

弾道ミサイル防衛といわゆる敵基地攻撃能力について

黒江 哲郎

2017年(平成29年)、米国のトランプ政権がオバマ前政権の路線を大きく転換し、核・ミサイル開発を強行する北朝鮮に対し厳しい軍事的・経済的圧力をかけ始めことにより、朝鮮半島における軍事衝突の危険性が現実視されるほど情勢は一気に緊迫しました。これに伴い、我が国の国会やメディアでは弾道ミサイル防衛とともに「敵基地攻撃」の必要性が議論されるようになりました。その後、2018年(平成30年)に入り国際社会の圧力に耐えかねた北朝鮮が対話路線に転換し、南北対話・米朝対話が開始され、北朝鮮を巡る軍事衝突の危険性はいったん遠のきました。しかしながら、北朝鮮の核・ミサイル問題は依然として解決には程遠い状態にあります。敵基地攻撃能力の問題には、我が国の弾道ミサイル防衛能力と北朝鮮の攻撃能力の現状、憲法解釈との関係、日米同盟における役割分担との関係、さらには我が国が保有すべき能力など多くの論点が含まれていますが、早急に考え方を整理し、所要の措置を講じる必要があるものと考えます。

我が国の弾道ミサイル防衛システム

現在我が国が採用している弾道ミサイル防衛システムの原理は、我が国に向かって飛来するミサイルを迎撃用のミサイルで撃ち落とすというものです。これは、もともと1983年に米国のレーガン政権が発表した「戦略防衛構想(SDI)」において研究されたもので、当初は「ピストルでピストルの弾を撃ち落とすようなもの」で極めて難しいと言われていました。しかし、近年の各分野における技術進歩と米国におけるたゆまぬ研究・開発の結果、最近では弾道ミサイルに迎撃ミサイルを直撃させて破壊することがかなり高い確率で可能となっています。

防衛庁(当時)において弾道ミサイル防衛システムを導入するか否かを検討し始めた頃、私も検討作業に参画したのですが、誰もが実現可能性に半信半疑でいました。加えて取得経費が膨大で、操作要員確保も容易でなかったのですが、当時の上司が「ミサイルの脅威から国を守る手段がこれしかないのだから躊躇すべきでない！」と叱咤激励し続け、何とか導入にこぎつけることが出来たのを覚えています。我が国は、この米国のシステムにより、弾道ミサイルを宇宙空間と大気圏内の二段階で迎撃する態勢を構築しています。

北朝鮮から我が国に向けて弾道ミサイルが発射されると、最初に米国の早期警戒衛星が宇宙空間からミサイルの炎(赤外線)を感知し、自衛隊に知らせます。その後すぐに自衛隊自身も地上のレーダーサイトや海上に展開したイージス艦に搭載されたレーダーにより飛んでくるミサイルを探知するとともに、コンピューターがミサイルの飛ぶ方向やスピードなどをもとに着弾すると予想される場所を瞬時に計算します。もし、我が国の領域内への着弾が予想される場合には、まずイージス艦から迎撃用のスタンダードミサイルを発射して、相手の弾道ミサイルが宇宙空間を飛んでいる間に破壊します。宇宙空間での迎撃に失敗した場合には、地上に配

備した航空自衛隊のペトリオット PAC3ミサイルにより大気圏内で撃ち落とします。

自衛隊は、このような二段構えの弾道ミサイル防衛システムを整備し、シミュレーションや実射など様々な訓練を積み重ねるとともに、米国と共同で改良型ミサイルを開発するなどしてシステムの信頼性向上に努めてきました。

北朝鮮の核・ミサイル能力の向上と新たな課題

しかし、相手もイタチごっこのように攻撃能力を向上させているため、近年、以下に述べるような難しい課題が新たに生じています。

まず、ミサイル発射の兆候がつかみにくくなっていること。北朝鮮は、弾道ミサイルを開発し始めたばかりの頃、大きなミサイルを特定の打ち上げ施設の発射台に据え付けて、何日もかけて燃料注入などの準備をしてから発射していました。このため、偵察衛星をはじめとする様々な手段を用いればかなり早い段階でミサイル発射の兆候をつかむことができ、兆候を察知してからイージス艦や PAC3 を展開して対応することが可能でした。しかし、最近のミサイルはほとんどが車載型となり、一部は潜水艦発射型への改良も施されており、隠密裏に迅速に移動し、様々な場所から発射することが出来るようになりました。さらに、固体燃料式のミサイルも開発され、準備にあまり時間をかけずに発射することも可能となっています。これらの改良の結果、ミサイルの動向をつかんだり発射を予測したりすることが格段に難しくなり、対応のための時間的余裕もどんどん短くなってきています。

さらに、北朝鮮軍は弾道ミサイルの運用に習熟し、発射形態がどんどん多様化してきています。例えば、同時に同じ場所を狙ってたくさんのミサイルを発射する「飽和攻撃」という発射方法があります。当然のことながら、同時に一つの目標に多数のミサイルが集中すれば迎撃するのは困難になりますが、この飽和攻撃と思われる発射訓練を北朝鮮が実際に行っていることは既に確認されています。

また、あえて到達距離を短くしながら通常よりもはるかに高い軌道を描いてミサイルを落下させる「ロフテッド」射撃という撃ち方もあります。北朝鮮は、弾道ミサイルの開発の過程で再三にわたりこの撃ち方を実施していますが、この場合はミサイルが鋭角に落下してくるため迎撃は技術的に極めて難しくなります。

これらのミサイル発射能力の向上に加え、北朝鮮は核兵器の威力の向上と小型化を狙って2006年から2017年までの12年間に6度にわたって核実験を繰り返して来ました。国連安保理常任理事国が、最初の核実験から水爆実験の成功まで、あるいは爆弾の小型化を実現するまでに要した期間はおおむね5年から10年ほどだったと言われています。この例に照らせば、北朝鮮が既に核兵器の小型化に成功しミサイルに搭載していると推測するのは十分に根拠のあることと思われます。言うまでもなく、国土が狭く都市部に人口が集中している日本に一発でも核兵器が落とされれば壊滅的な被害もたらされる訳ですから、そのような攻撃は確実に防がなければなりません。

我が国の弾道ミサイル防衛システムの性能は以前に比べれば飛躍的に向上しているとは

言え、もともと迎撃用ミサイルを弾道ミサイルに直撃させるのが技術的に非常に難しいこともあり、未だ飛来する核ミサイルを100%の確率で破壊するまでには至っていません。このため、政府としては不意打ちに備えた24時間365日の対応態勢を構築するための陸上配備型イージスシステムの導入、迎撃用ミサイルの改良による命中精度の向上、更には迎撃用ミサイルの数量の増加による継戦能力の向上、米軍イージス艦の日本への増加配備による対応態勢の強化など様々な対策を講じて対応能力を向上させるべく努力を続けていますが、核ミサイルから国土を完全に防護することは現時点では困難と言わざるを得ません。

さらに、費用対効果という問題を考える必要もあります。ミサイル防衛システムは、高速で飛来する弾道ミサイルに正確に直撃して破壊するという高度先端技術の固まりのような装備であるため極めて高額です。これに対して、北朝鮮の弾道ミサイルの価格はもちろん公表されてはいませんが、技術水準から推測すれば我々の弾道ミサイル防衛システムよりはるかに安価なはずであり、我が国は費用対効果の観点から非常に割高な対応を迫られていることとなります。

現在の厳しい財政事情の下で我が国が弾道ミサイル防衛システムに配分し得る予算には限界があり整備に時間がかかるのに対して、北朝鮮は安価な弾道ミサイルの量産・配備を迅速に進めており、こうしたギャップが我が方の対応の遅れにつながっている面があります。

以上見てきたように、我が国の弾道ミサイル防衛システムは未だ核ミサイルの脅威に100%確実に対応し得るまでには至っていません。北朝鮮の核・ミサイル能力の向上速度などを踏まえると、これまでのようにミサイルの飛来を待つて撃ち落とすという対応だけでなく、発射装置自体を破壊することをも視野に入れる必要があるものと考えます。

憲法解釈と我が国周辺情勢の変化

日本国憲法は、我が国を防衛するため必要最小限度の自衛権を行使することを認めていますが、一般にこの「必要最小限度」の範囲には他国の領域内で武力行使することまでは含まれず、自衛隊が敵基地を攻撃することは憲法上「原則として」禁止されていると解されています。しかしながら、この解釈に例外があることは、既に昭和31年に国会で政府が答弁しています。少し長くなりますがそのまま引用します。「我が国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段として我が国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだというふうには、どうしても考えられないと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、ほかに手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います」(衆・内閣委 31.2.29 鳩山総理答弁船田防衛庁長官代読)。一読すると我々が直面している脅威に対処するため北朝鮮のミサイル基地などを攻撃することは可能だと感じる訳ですが、実際には自衛隊はそのような攻撃を行うために必要な能力を保有していません。

では、自衛隊は何故これまで敵基地攻撃能力を整備してこなかったのか。その理由も昭和30年代前半の国会答弁から読み取ることが出来ます。すなわち、「このような事態(誘導弾等

による攻撃にさらされその基地を攻撃するよりほかに防御の方法がないというような事態)は今日においては現実の問題として起こりがたいのでありまして、こういう仮定の事態を想定して、その危険があるからといって平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っているということは、憲法の趣旨とするところではない」(衆・内閣委 34.3.19 伊能防衛庁長官答弁)。

昭和 30 年代前半と言え、米ソ両国がようやく ICBM の開発に成功した頃であり、未だごく限られた国しか他国へ届くほど射程距離の長い弾道ミサイルを保有しておらず、我が国がミサイルで攻撃されるという事態は現実には差し迫った脅威とは認識されませんでした。1961 年(昭和 36 年)に策定された第二次防衛力整備計画を見ると、当時政府は通常兵器による侵略に有効に対処するために必要な能力を整備することを目標としていたことがわかります。我が国を侵略するため上陸してくる外国の軍隊を撃破して国土から追い払うことを典型的な自衛権の行使と位置付けて、これに必要な防衛能力を早急に整備しようと考えていた訳です。これに対して侵略してくる敵を排除するにとどまらず相手の国内に所在する敵基地を攻撃するというようなことは、国会答弁にあったようなごく例外的なケースを除けば一般に自衛の範囲を超える過剰なものと考えられていました。このため、敵基地攻撃能力を整備する優先度は低く、あえて緊急性の乏しい能力を急いで保有すれば周辺国を刺激することとなり憲法の平和主義に反するおそれがある、という判断だったと考えられます。

しかしながら、最近における北朝鮮による核・ミサイル開発の加速は、我が国周辺の安全保障環境を根本的に変えてしまいました。北朝鮮は、1990 年代以降頻繁に弾道ミサイルの発射試験や発射訓練を行なって能力を高め、我が国を射程に入れる弾道ミサイルを既に数百発保有するに至っています。弾道ミサイルによる攻撃の脅威度が飛躍的に高まったことで、今や昭和 30 年代とは異なり軍隊の上陸に備えるよりも優先度が低いとは言えなくなっており、これにどう備えるかを真剣に考えなければならない段階に至ったと言えます。

日米同盟における日本の役割

次に、米国との同盟関係の視点から考える必要があります。我が国の防衛については、自国の力だけで全ての事態に対処することは現実問題として不可能であるため、基本的価値観を共有する米国と安全保障条約を結び、自国の能力が及ばない部分を同盟国である米国に補ってもらおうという戦略をとってきました。その最も典型的な分野は核抑止です。我が国は、世界で唯一の戦争被爆国として非核三原則を国是とし、核の脅威に対しては自ら核を保有して対抗するのではなく、米国の拡大抑止に期待することとしてきました。

また、日米安保体制の下における自衛隊と米軍の役割分担の具体的な在り方については、日米両政府の共通認識をまとめた政策文書である「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」に明記されています。ガイドラインによれば、自衛隊は自国を守る「防勢作戦」を、米軍は「自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦」等をそれぞれ担うとされており、敵基地攻撃(打撃力)はまさに「自衛隊の作戦を支援し及び補完するため」の機能の典型として明記さ

れています。ガイドラインは 1978 年(昭和 53 年)に最初に策定されて以降、国際情勢の変化に合わせて 1997 年(平成 9 年)及び 2015 年(平成 27 年)と二度にわたって改定されましたが、このいわば日本は楯、米国は矛という役割分担は一貫して維持されてきました。

つまり、半世紀以上前に当時の国際情勢認識に基づいて敵基地攻撃能力を自ら保有する優先度は低いと結論づけ、万が一そうした行動が必要になった場合には同盟国である米軍に期待することとし、そのまま今日に至っているのです。しかし、最近の北朝鮮の核・ミサイルの開発や製造の進展により、日米の役割分担の面でも様々な問題が浮上してきました。

第一に、我が国の主体性という問題です。そもそも自国が直面している脅威は自ら力を尽くして排除するのが原則です。戦略環境は昭和 30 年代と比べて大きく変化し、相手国領域内に所在する弾道弾の発射装置を攻撃する必要性を真剣に検討すべき段階に至っていると考えられます。にもかかわらず、こうした大きな危険が伴う作戦を米国任せのままにしておくことが適切と言えるでしょうか。また、そのような国を米国は同盟国として信頼するでしょうか。米国は、従来から同盟関係にコミットはするが、同盟国も相応の責任を果たすべきだ、という基本的考え方をとっています。現在のトランプ政権はこの点を同盟国の金銭的負担の増加という形で強調していますが、同盟国の責任分担の拡大という考え方そのものは歴代の政権に共通したものであり、誰が政権を担うとしても将来的に継続していく政策だと考えられます。我が国は、これまで平和安全法制の整備をはじめとして日本の役割を一步一步拡大し、日米同盟の強化に取り組んできましたが、敵基地攻撃について日本が果たすべき役割についても主体的に検討し判断していく必要があると考えます。

第二に、専門家の間で「デカップリング」と言われている問題です。我々の抑止戦略は「日本を攻撃すれば日本だけでなく米国からも反撃されて大きなダメージを被ることになる」と相手に思わせることで成り立っています。ところが、北朝鮮が米国まで到達可能な核搭載の大陸間弾道弾(ICBM)を持ったらどうなるでしょうか。もしかすると北朝鮮は、「米国は北朝鮮の核兵器を怖がるだろうから、自国を犠牲にしてまで日本を助けたりしないだろう。だから、日本を攻撃しても米国から核ミサイルなどで報復される恐れはない」と誤解するかも知れません。北朝鮮は 2017 年(平成 29 年)に射程の長い ICBM の発射実験を頻繁に行い、自ら米国への核攻撃能力の保有に成功したと宣言しました。さらに、2019 年(令和元年)に至り、北朝鮮が比較的射程の短いミサイルの発射を繰り返したのに対し、トランプ大統領は問題視しないとの態度を示しました。このような米国の反応を見て、北朝鮮が「ICBM さえ発射しなければ、あとはどんな挑発行為をしても米国は許してくれる」と考える恐れは十分にあります。北朝鮮の思い込みや計算違いによって日本に対する攻撃が発生しかねない大変危うい状況が実際に生まれつつあるのです。こうした危険を防ぐため、米国のコミットメントをより確実なものとするべく努力しなければならないのは当然ですが、これに加えて日本自身が相応の反撃能力を保有し「簡単に日本を攻める訳にはいかない」と相手に思わせることが出来れば更に抑止力は高まります。

第三に、米軍の能力の問題です。北朝鮮は我が国に届くような中距離弾道ミサイルを発射できる車両を数多く保有していますが、短時間のうちにこれらを全て破壊するのは米軍といえ

ども容易ではありません。仮に我が国自身が一定の敵基地攻撃能力を保有すれば、米軍の能力を補うことが可能となります。

以上の点を考え合わせると、我が国を取り巻く戦略環境の変化に応じ、我が国自身が敵基地攻撃能力を保有することによって米軍の能力を補完し、もって日米同盟をさらに強化するという選択肢を真剣に検討すべき時期に来ているのではないのでしょうか。

敵基地攻撃に必要な具体的能力

では、仮に敵基地を攻撃する能力を保有する場合には具体的にどのような能力を整備する必要がありますのでしょうか。

一般に、相手国領域内の目標を攻撃する場合には、次のような手順が必要と考えられます。

- ① 各種の情報収集手段により目標を把握し、
- ② 相手の防空レーダーを妨害電波などでかく乱して機能を低下させて戦闘機で相手国の領空に侵入し、
- ③ 相手の地对空ミサイルや要撃戦闘機などを制圧して迎え撃たれるリスクを低減させ、
- ④ 戦闘機搭載のミサイルや爆弾で目標を攻撃する

こうした作戦は、偵察衛星をはじめとする様々な情報収集手段、電波妨害を行う電子戦機、空対空戦闘や対地攻撃などを行う戦闘機に加え、空中警戒管制機、空中給油機、救難機能、精密な攻撃を可能とするミサイルや弾薬など多種多様な装備を組み合わせる必要があります。

このほかに相手国の領域の外から射程距離の長いミサイルを発射して目標を攻撃する方法もありますが、そのためには自律的に長距離を飛翔する性能と精密な終末誘導機能を備えた巡航ミサイルや弾道ミサイルなどを新たに保有する必要があります。

いずれの方法をとるにしても、自衛隊の部隊が必要な作戦を遂行できるようにするため一定の訓練時間も必要となります。現下の厳しい国際情勢を考えれば、敵基地攻撃能力については可及的速やかに検討し、手当てする必要があります。さらに、新たな装備品の整備には多額の経費がかかりますが、我が国の極めて厳しい経済財政事情を勘案すれば可能な限り効率的に整備しなければならないことは言うまでもありません。

また、敵基地攻撃能力を議論する際には、同盟国である米国から我が国の意図を誤解されないよう細心の注意を払う必要があります。あたかも米国の拡大抑止と決別して自主防衛能力を強化するととられかねないような議論は、米国の不信を招くだけでなく、この地域全体の安全保障の枠組みを不安定化させる恐れがあります。我が国が整備する敵基地攻撃能力は、日米共同対処を前提として日米同盟を補完し強化することを目的としたものでなければなりません。

以上の点を踏まえると、我が国としては、敵基地攻撃に必要な機能全てを自前で整備するのではなく、自衛隊の現有装備品を基本としつつ米軍の能力を補完し得る能力を整備することが現実的と言えます。具体的には、米国が圧倒的に優れた能力を持っている情報や電子戦

などの分野については米国からの支援に期待する一方、自衛隊が現在保有している艦艇や航空機から発射できる射程の長いミサイルなどを積極的に整備していく、という方法が最も適切と考えられます。

専守防衛との関係

最後に、いわゆる「専守防衛」の考え方の関係を整理したいと思います。

野党やマスコミが敵基地攻撃を批判する際の大きな論点が「他国の領土内に存在する基地を攻撃する能力は、専守防衛の考え方に反し、周辺諸国に脅威を与える」というものです。

我が国は、相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法に則った受動的な防衛戦略の姿勢、すなわち専守防衛の考え方に従って防衛政策を実施してきました。

政府は、弾道ミサイル防衛システムの整備を開始する際に、このシステムは「弾道ミサイル攻撃に対して我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛を旨とする我が国の防衛政策にふさわしいものである」と強調しました(平成 15 年 12 月 19 日安全保障会議及び閣議決定)。この趣旨は、我が国の弾道ミサイル防衛システムは、相手国がミサイルを発射してはじめて迎撃行動を開始するもので、迎撃は我が国周辺でのみ行われ、被害は他国領域に及ばないといういわば「降りかかった火の粉を払うだけ」の極めて受動的なものであるため、専守防衛の考え方にピッタリ当てはまるものだ、ということです。

しかしながら、既に見てきたように弾道ミサイル防衛システムのみにより核ミサイル攻撃を 100%防ぐことは困難であり、今のままの状態では仮に北朝鮮が我が国に対して攻撃を開始したとしたら我が国は壊滅的な打撃を被りかねません。我が国の存立を全うするためあらゆる手段を講じることは政府の責務であり、ミサイル発射装置を攻撃して発射そのものを阻止することはそのための有力な手段と言えます。もしもこのような能力を保有していなければ、それが本当に必要になった時に、国の存立を全うしようにも手段がないということになってしまいます。

政府はこれまで、憲法第 9 条第 2 項が保有を禁じている「戦力」に当たるものとして ICBM、戦略爆撃機、攻撃型空母を例示し、これらは「性能上相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる兵器」(昭和 44 年 4 月 8 日衆議院松本善明議員質問主意書に対する答弁書)、「攻撃的兵器と申しますと、たとえば ICBM でありますとか、IRBM でありますとか、非常に距離が長く、しかも破壊能力が非常に強大であるといったようなもの」(衆・内閣委 46.5. 15 久保防衛局長答弁)であるため憲法上保持できないとしてきております。これに対して、ここで議論している敵基地攻撃のための装備は、弾道ミサイルの発射装置を無力化するのに必要な長距離ミサイルなどを念頭に置いており「性能上相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる」ものでも「非常に距離が長く、しかも破壊能力が非常に強大であるといったようなもの」でもないため、その保有自体が憲法に反するというものではありません。

他方、我が国の行う敵基地攻撃が昭和 31 年の国会答弁にあるように憲法の認める自衛の範囲内の行動であり専守防衛の考え方に反しないものと言えるためには、自衛権行使の要件を満たしている必要があります。具体例を考えると、第一の「我が国に対する武力攻撃が発生」した等の要件については、相手が既に我が国に対する武力攻撃に着手していることが必要です。第二の要件は「これを排除する等のために他に適当な手段がないこと」ですが、発射装置を破壊する以外に我が国への核ミサイルの飛来を確実に阻止することが出来ない状況などがこれに当たるでしょう。第三の「必要最小限の実力行使」にとどまるべきとの要件については、発射装置の破壊のみに限って攻撃を行う場合が典型例と考えられます。もちろん、相手が武力攻撃に着手する前に我が国から先制攻撃を仕掛けたり、弾道ミサイル攻撃とは無関係な目標を攻撃したりすることは、自衛の範囲を越えるものであり憲法上許されません。

つまり、専守防衛との関係で問題になるのは敵基地攻撃能力を保有すること自体ではなく、その能力の行使の仕方であると考えられます。したがって、長射程のミサイルなど敵基地を攻撃し得る能力を保有した上で、その行使の手続き・要件を透明性のある形で明示し、行使の適切性を確保することが最も望ましい解決策だと考えます。現行の事態対処法（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年 6 月 13 日法律第 79 号））第 9 条には、武力攻撃事態などに当たって政府は事態の認定や当該事態に対処する際の基本方針を定めた「対処基本方針」を閣議決定し、国会の承認を得るべき旨が定められています。例えば、この対処基本方針の中に敵基地攻撃を実施する旨、あるいは状況によって実施する可能性がある旨などを記載するよう義務付けるといった方法が考えられます。

行政府の立場からすると、対処の迅速性や柔軟性を確保したいとの思いから国会承認を義務付けることに抵抗を感じがちですが、他国領域内の目標を攻撃するという事柄の重要性にかんがみれば、国民の代表により構成される国会の判断によって行うというのが制度として最も適切だと考えます。

なお、敵基地攻撃能力の保有に当たっては、周辺国へのメッセージにも細心の注意を払う必要があることは当然です。昭和 30 年代にも意識されていた通り、他国領域内の目標を攻撃できる能力が周辺国の懸念を呼ぶ恐れは十分にあります。このため、我が国が敵基地攻撃能力を保有する際には、我が国が直面する核攻撃という存立の危機に対応するためやむを得ない措置であること、米国の抑止力を補完するものであること、過剰な破壊力を持つものではないこと、能力を行使する際は法律に定められた透明かつ民主的な手続きを課していることなどを丁寧に説明しなければなりません。

国民的議論の必要性

2018 年（平成 30 年）以降、南北首脳会談、米朝首脳会談が相次いで行われ、朝鮮半島の緊張は劇的に緩和し、一気に平和的対話のムードが盛り上がりました。特に、韓国の前のめりとも見える姿勢により、南北の間では予想をはるかに上回るスピードで対話が進展しました。こ

の過程で、北朝鮮は巧みに中国及びロシアとの関係を改善し、前年までの国際的孤立状態から抜け出すことに成功しました。これにより、北朝鮮に対して国際社会が一致して経済制裁を加えることも、日米韓三ヶ国が一致して軍事的圧力を加えることも事実上困難になりました。

もちろん、南北の軍事衝突の危機が遠ざかったのは歓迎すべきことであり、非核化のプロセスが順調に進んで核のない北朝鮮が実現されるのは望ましいことですが、自国の生存を核・ミサイル開発に賭けた独裁国家が簡単に虎の子の手段を手放すことは常識的には考えられません。実際、その後の米朝対話はスムーズには進展せず、北朝鮮の完全な非核化の道筋はなかなか見えてきません。むしろ、国際的圧力が弱まり、当初の目標であった「検証可能で不可逆的な」非核化の目標はどんどん遠のいているのが現実のように見えます。少なくとも、完全な非核化が実現するには相当長い時間がかかるととらえるのが現実的だと思います。

このことは、我が国が、核を保有した独裁国家・北朝鮮とこれから長期間にわたり隣国として向き合っていかなざるを得ないということを意味します。したがって、今後の我が国の防衛政策においては、いかにして北朝鮮の核ミサイルが我が国に対して行使されない状態を作りだすか、という点が大きな課題となります。敵基地攻撃能力は、我が国自身が実効的な抑止態勢を構築していくための有力な手段であるとともに、日米同盟の信頼性向上と米国の拡大抑止の強化に資するものと考えられます。敵基地攻撃能力の保有やその行使については、従来からその必要性を指摘する声がありましたが、北朝鮮情勢の厳しさを踏まえ、今こそ国会やメディアなどの場で幅広い国民的議論を開始すべきではないでしょうか。

(以上)